

平成19年度分市道民税の 還付申告は7月31日まで

平成19年度の市道民税が課税された方で、
 昨年^〳の所得税が課税されなかった方は申告を!!

平成19年度の市道民税と平成19年分の所得税から、合計負担額が増えないように市民税の税率を増やし、所得税の税率を減らす「税源移譲」が行われました。しかし、平成19年の所得減少などによって所得税が課税されなかった方は、平成19年度分市道民税の増額分が負担増となるため、申告により市道民税の一部が還付されます。

〈税務グループ ☎ 423214〉

対象となる方

▼平成19年度市道民税の所得割額が課税されていて、平成19年分の所得税が課税されていない方

※ただし、退職金や土地・株売却などの一時的な所得があったり、住宅ローン控除の適用によって所得税が課税されなかったときなど、対象にならない場合もあります。

対象となる方の例

- ▽退職や休職、廃業などにより平成19年中の所得が大きく減少した方。
- ▽平成18年中に一時的な所得があったことで、平成19年度のみ市道民税が課税された方。
- ▽平成19年中に65歳に達した年金所得者の方

※平成19年度の市道民税が非課税だった方は対象になりません。

申告期間

▼平成20年7月1日（火）から同7月31日（木）まで

申告先

▼平成19年1月1日に居住していた市区町村の税務担当窓口

※印かんと、還付金を受け取る金融機関の口座番号をご持参ください。

市では、該当すると思われる方には個別にご案内しますが、転入された方や転居された方など、ご案内できない場合がありますので、心当たりのある方はお問い合わせください。

福祉のまちづくり講演会

「安心・安全な福祉のまちづくりをめざして」
 「地域のみなさんの『つながり』と『支え合い』」

6月5日公民館で、社会福祉協議会・町内会連合会・老人クラブ連合会の3者が主催による「福祉のまちづくり講演会」が開催されました。

講師に北海道社会福祉協議会課長、特別養護老人ホーム「ふるさと」（札幌市）施設長などを経て、平成12年から北星学園大学（札幌市）社会福祉学部教授として活躍されている大内高雄先生を招き、地域のみなさんのつながりと支え合いによる安心・安全な福祉のまちづくりについての講演を行いました。

講演の中で大内先生は、「福祉のまち

福祉のまちづくり



▲「支え合いが大事」と話す大内先生。



▲熱心に話を聞く参加者の皆さん。

づくりの基本となる地域福祉計画の策定には、地域住民の意見を多く取り入れることがたいせつ。さらにその実現にあたっては、小さな地域単位でさまざまな年代の方が集まるよう工夫した交流の場を作り、地域のかたがたの『つながり』や『支え合い』によっていろいろな生活課題の早期発見・早期解決が図られるような『サロン活動』の推進が重要です。」と話されました。

この日集まった130人の参加者の皆さんは、熱く語る先生の言葉に熱心に耳を傾けていました。

議会の動き

第2回臨時会

5月23日、会期1日間で開催

第2回定例会

6月11日から会期3日間で開催

第2回臨時会 可決された議案

- 歌志内市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 地方税法等の一部改正に伴い、関係条文の整備を行いました。なお、主な改正内容については次のページをご覧ください。
- 歌志内市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 戸籍法の一部改正などに伴い、関係条文の整備を行いました。

●市税条例で「ふるさと納税」導入にかかる寄附金控除などが改正されました。

●国民健康保険税条例で課税限度額などが改正されました。

第2回定例会

人権擁護委員の推せん

人権擁護委員松田勝雄氏が本年9月30日をもって任期満了となるので、引き続き委員として推薦するため議会の同意を求めました。(任期3年間)

- 市内本町130番地1
松田勝雄氏(65歳)

承認された報告

- 平成19年度歌志内市繰越明許費繰越計算書について
第1回定例会に提出し議決された、平成20年度に繰り越す次の2事業の予算についての計算書が報告されました。
- ▼繰越事業の翌年度繰越額
▽しらかば荘スプリンクラーポ

固定資産評価審査委員会委員の選任

本年6月24日に任期満了となる安永淳二氏の再任について、議会の同意を得ました。(任期3年間)

- 市内文珠237番地4
安永淳二氏(65歳)

可決された議案

- 歌志内市産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について
北海道企業立地促進条例の廃止などに伴い、関係条文の文言整理を行いました。
- 平成20年度歌志内市一般会計補正予算(第1号)

689万5千円を追加補正し、

歳入歳出予算総額を42億6,889万5千円としました。

補正予算の主な内容は次のとおりです。

【歳出】

▽旧庁舎等屋根改修工事

663万1千円の増

▽組織機構の見直しに伴う嘱託職員報酬等

233万2千円の減

【歳入】

▽旧庁舎等屋根改修に対する建物総合損害共済災害共済金

663万1千円の増

閉会中の審査として付託された議案

■指定管理者の指定について

平成21年4月から、指定管理者制度を導入して特別養護老人ホームしらかば荘の管理運営を行うにあたって、次の者を指定管理者として指定するための議案が提出されました。

▽指定管理者となる団体の名称
社会福祉法人北海道光生舎(赤平市錦町3丁目5番地)

▽指定の期間
平成21年4月1日から同24年3月31日まで

この議案は、閉会中の継続審査として社会建設常任委員会に

付託されました。

可決された意見書

- 2009年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率二分の一還元等教育予算の確保・拡充を求める意見書
- 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書
- 勤労貧困層の解消に向けた社会的セーフティネットの再構築に関する要望意見書
- 子宮頸がん予防ワクチンに関する意見書
- 日本映画への字幕付与を求める意見書
- 「クールアースデー」(地球温暖化防止の日)の創設等を求める意見書
- 高齢者差別の医療制度の撤廃に関する意見書
- 障害者医療助成に関する意見書
- 福祉の人材確保に関する意見書
- 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書

(6月13日・議員提出)

市税条例・国民健康保険税条例を改正しました

「ふるさと納税」の導入などにかかる地方税法の改正に伴い、市税条例と国民健康保険税条例を改正しました。主な改正内容は、次のとおりです。

市民税

① 寄附金控除の拡充

「ふるさと納税」の仕組みを導入し、地方公共団体への寄附金について、市民税所得割額の約1割を限度として、寄附金額から5千円を差し引いた額を税額から控除することとしました（一部は所得税から控除）。

また、対象となる寄附金額の下限を、これまでの10万円から5千円に引き下げました。

改正前と改正後の比較については表1のとおりです。

■表1 寄附金控除の拡充

区分	改正前	改正後
下限額	10万円	5千円
上限額	総所得の25%	総所得の30%
控除方式	所得控除方式	税額控除方式

※控除を受けるためには申告が必要です。

② 公的年金からの特別徴収

平成21年10月から、市民税を公的年金から特別徴収（引き去り）します。

くわしくは、そのつど本紙などでお知らせします。

③ 住宅借入金等特別控除の申告期間延長

3月15日が申告期限でしたが、年度内であれば申告できることになりました。

固定資産税

① 省エネ改修工事を行った住宅にかかると固定資産税の減額

平成20年4月1日から同22年3月31日までの間に、一定の省エネ改修を行った既存住宅に対する固定資産税について、申告により工事翌年の税額から3分の1を減額します。

対象となる工事は、窓の改修工事のほか、これと併せて行う

国民健康保険税

① 課税限度額の見直し

国民健康保険税の課税限度額を、表2のとおり改正しました。

■表2 国保税の課税限度額

区分	改正前	改正後
医療分	52万円	47万円
後期高齢者支援金分	なし	12万円
介護分	8万円	9万円

② 後期高齢者支援金の新設

国民健康保険税はこれまで、医療分と介護分の2種類の税率により計算していましたが、今年度から後期高齢者支援金があり、3種類の税率により計算することになりました。

改正後の税率については、表3のとおりです。

■表3 国保税の税率

区分	改正前	改正後		
	医療分	医療分	後期高齢者支援金分	計
所得割	10.5%	8.3%	2.2%	10.5%
資産割	30.0%	23.6%	6.4%	30.0%
均等割	20,000円	15,700円	4,300円	20,000円
平等割	22,000円	17,300円	4,700円	22,000円

※後期高齢者支援金の新設に伴う負担額の増減はありません。また、介護分は従来どおりです。

③ 後期高齢者医療保険に伴う減免の新設

世帯に後期高齢者医療保険へ移行する人がいて、1人だけで国民健康保険に加入する場合、5年間は医療分と後期高齢者支援金分の平等割が半額となります。

また、社会保険や共済組合など、被用者保険の被保険者（本人）が後期高齢者医療保険へ移行したことにより、国民健康保

険に加入することになった被扶養者（家族）は2年間、所得割・資産割は全額免除し、均等割・平等割は半額となります（ただし、平成20年度に限り9月までは全額免除、10月以後は9割免除）。

■問い合わせ 税務グループ
(☎4253214)

ふるさと納税とは？

出身地や応援したい自治体に「寄附」を行うことで、現在住んでいる自治体への住民税の一部控除と、所得税の還付または控除が受けられる、寄附金税制を拡充した制度です。実際にほかの自治体に納税するのではなく、寄附した額を納税したと見なすものです。

